

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による 原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補 (政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」の概要

(平成24年3月16日原子力損害賠償紛争審査会)

中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し、今後の検討事項とされていたこと等について、避難区域の見直し等も踏まえ、現時点で可能な範囲で考え方を示す。

1. 避難区域見直し後の避難費用及び精神的損害(区域見直しまでは中間指針を延長)

- (1) 避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けない。
- (2) 避難費用は、これまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費。
- (3) 精神的損害額(慰謝料)の目安は次のとおり。
 - ① 避難指示解除準備区域 = 月額一人10万円
 - ② 居住制限区域 = 月額一人10万円、2年分を一括し240万円も可
 - ③ 帰還困難区域 = 一括して一人600万円[※]

※避難の長期化等個別具体的事情により上回る額が認められ得る。
- (4) 解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

2. 旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害

- (1) 事故1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、本年8月末までを目安(医療・福祉体制、学校の状況等個別の事情に応じて柔軟に判断)とし、事故1年後以降はどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
- (3) 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象。

3. 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害

- (1) 1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、解除後3ヶ月を当面の目安とし、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

4. 不動産の価値の喪失又は減少等について

「中間指針」では、「財物につき、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な追加費用(修理、除染費用等)は賠償すべき損害と認められる。」としている。

- (1)「帰還困難区域」の不動産は、価値減少率を100%(全損)と推認。
- (2)「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認。
- (3)居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価。

5. 営業損害・就労不能等に伴う損害

「中間指針」では、「従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日が終期であるが、移転や転業、転職や臨時の就労等の可能性があること等を考慮する。」としている。また、「給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額」としている。

- (1)当面は終期を示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断。
- (2)転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合、その収入は損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

6. 自主的避難等に係る損害

「中間指針第一次追補」では、自主的避難等に係る損害について、平成23年12月末までは、市町村を単位とした対象区域内の住民全員に一律の損害を認めている。

本年1月以降、区域の設定は行わず、子供及び妊婦について個別の事例・類型毎に判断。(平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有しているか否かを基準とする。)

7. 除染等に係る損害

- (1)除染等に関する特別措置法の運用にかかわらず、必要かつ合理的な除染等に伴い必然的に生じた損害は、財物損壊・営業損害も含めて賠償の対象。
- (2)住民の放射線被曝の不安等を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象。

8. 東電の対応

指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、個別の損害内容に応じて、全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等の合理的かつ柔軟な対応が必要。